

# 消防用設備等の点検・報告制度について

建物の関係者(所有者、管理者、又は占有者)は、火災が発生した場合に、消防用設備等が確実に作動するよう定期的に点検し、その結果を消防署長に報告する義務があります。(消防法第17条の3の3)

※ 消防用設備等の点検又は報告をしなかった場合は、30万円以下の罰金又は拘留となる場合があります。(消防法第44条)

## 1 点検・報告が必要な消防用設備等

消防法で設置義務のある消防用設備等は点検・報告が必要です。下表はその主な設備です。

消火設備	消火器	警報設備	自動火災報知設備
	屋内消火栓設備		ガス漏れ火災警報設備
	スプリンクラー設備		漏電火災警報器
	水噴霧消火設備		消防機関へ通報する火災報知設備
	泡消火設備		非常警報器具
	不活性ガス消火設備		非常警報設備
	ハロゲン化物消火設備		
	粉末消火設備		
	屋外消火栓設備		
	動力消防ポンプ設備		
パッケージ型消火設備			
避難設備	避難器具	その他	消防用水
	誘導灯		排煙設備
	誘導標識		連結散水設備
	連結送水管		
	非常コンセント設備		
	無線通信補助設備		
	総合操作盤		

## 2 点検の種類と時期

点検には半年に1回行う機器点検と、1年に1回行う総合点検があります。

点検の種類	点検期間	点検内容
機器点検	半年に1回	消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無、その他外観から判別できる事項や、その機能について外観、又は簡易な操作により判別できる事項などを確認します。
総合点検	1年に1回	消防用設備等の全部若しくは一部を作動又は使用することにより、総合的な機能を確認します。

※ 点検で不良箇所があった場合は、速やかに改善してください。

### 3 点検実施者の資格

消防設備士または消防設備点検資格者の資格が必要です。ただし、建物の規模や構造によっては、関係者自らが点検を実施することができます。

- ◎ 消防設備士又は消防設備点検資格者でなければ実施できない建物
  - ☆ 建物の延面積が1000㎡以上の建物
  - ☆ 地階及び3階以上の階に特定用途(飲食店、店舗、旅館、病院等の不特定多数の人が出入りする事業所等)のある建物で、かつ、屋内階段が1か所のもの。
- ◎ 建物の関係者(無資格者)が実施できる建物
  - ☆ 上記以外の建物。ただし、点検には技術的な知識や専用の道具などが必要になることから、確実に点検を行うために有資格者による点検を推奨します。

### 4 報告の時期

建物の使用開始日を基準日として、建物用途ごとに下表の期間内に報告してください。なお、報告は期間中の機器点検と総合点検の両方について、最新の点検結果を報告してください。

用途 (消防法施行令別表第1)		報告期間	用途 (消防法施行令別表第1)		報告期間	
1項	イ 映画館等	1年に1回	7項	学校等	3年に1回	
	ロ 集会場等		8項	図書館等		
2項	イ キャバレー等		9項	イ 特殊浴場	1年に1回	
	ロ 遊技場等		10項	ロ 一般浴場		
	ハ 性風俗関連特殊営業店舗等			11項	停車場等	3年に1回
ニ カラオケボックス等	12項		イ 工場等			
3項	イ 料理店等		12項	ロ テレビスタジオ等		
	ロ 飲食店			13項	イ 駐車場等	
4項	店舗等		13項	ロ 航空機格納庫等	3年に1回	
5項	イ 旅館等			14項		
	ロ 共同住宅等	3年に1回	15項	事務所等		
6項	イ 病院等	1年に1回	16項	イ 特定複合用途防火対象物	1年に1回	
	ロ 自力避難困難者入所福祉施設等		16項	ロ 非特定複合用途防火対象物	3年に1回	
	ハ 老人福祉施設、児童養護施設等			17項		文化財
	ニ 幼稚園等					

※点検実施後、おおむね15日以内を目安に速やかに報告してください。

### 5 報告の方法

消防用設備等点検結果報告書を2部作成して、建物の所在地を管轄する消防署へ報告してください。

- ◎ 石巻広域消防本部のホームページからも[報告書様式をダウンロード](#)することができます。
- ◎ 比較的容易に点検できる消火器(製造年から3年を経過した加圧式消火器又は5年を経過した蓄圧式消火器を除く。)については、関係者自らが WEB アプリで点検を行い、報告書を作成することもできます。

アプリのダウンロードはこちら

消火器点検アプリ  
消防庁  
FDMA  
住民とともに  
Fire and Disaster Management Agency  
<http://www.fdma.go.jp/>

